

議案第3号 規約及び規程の一部変更(案)について

I 規約の一部変更

改正内容

- 従来、残余財産については、分配対象者から支払いの申出があった場合を除き、企業年金連合会へ移換することとされてきました。今般、厚生年金基金設立認可基準が改正され、企業年金連合会への移換の申出があった場合を除き、分配対象者へ分配する必要があります。

変 更 後	変 更 前
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第82条 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。</p> <p>2 前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る第81条の2第2項に定める最低保全給付を支給するために必要な年金原資(以下「最低積立基準額相当額」という。)に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。</p> <p>(1) 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額から最低責任準備金の額を控除した額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額相当額」という。）</p> <p>(2) すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第82条 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。</p> <p>2 前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る第81条の2第2項に定める最低保全給付を支給するために必要な年金原資(以下「最低積立基準額相当額」という。)に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。</p> <p>(1) 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額から最低責任準備金の額を控除した額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額相当額」という。）</p> <p>(2) すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額</p>

変 更 後	変 更 前
<p>3 前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いるものと同一のものとする。</p> <p>4 この基金は、受給権者等から申出があった場合は、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に移換する。</p> <p>5 前項の移換は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。</p> <p>附 則 この規約は、認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>3 前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いるものと同一のものとする。</p> <p>4 この基金は、受給権者等から分配金の支払の申出があった場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に移換する。</p> <p>5 前項の移換は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。</p>

II 法改正に伴う規程の一部変更

改正内容

- 法令の引用条文がある全ての規程に、次の1条を加えます。

(法令の規定に関する読替え)

第1条の2 この規程において引用する法令の規定のうち規約第1条の2に規定する表の左欄に掲げる法令の規定は、右欄に掲げる法令の規定に読み替えるものとする。

(1)理事会運営規程

変 更 後	変 更 前
第1章 総則	第1章 総則
<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 理事会における会議の運営は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）及び厚生年金基金規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程により行うものとする。</p> <p>(法令の規定に関する読替え)</p> <p>第1条の2 この規程において引用する法令の規定のうち規約第1条の2に規定する表の左欄に掲げる法令の規定は、右欄に掲げる法令の規定に読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成26年9月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 理事会における会議の運営は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）及び厚生年金基金規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程により行うものとする。</p>

(2)代議員会会議規程

変 更 後	変 更 前
第1章 総則	第1章 総則
<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 代議員会における会議の運営は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）、厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）及び東日本硝子業厚生年金基金規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成26年9月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 代議員会における会議の運営は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）及び規約に定めるもののほか、この規則により行なうものとする。</p>

(3) 役員選挙執行規程

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 理事、監事及び理事長の選挙に関しては、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）及び東日本硝子業厚生年金基金規約（昭和44年1月1日施行。以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程により行うものとする。</p> <p>(法令の規定に関する読替え)</p> <p>第1条の2 この規程において引用する法令の規定のうち規約第1条の2に規定する表の左欄に掲げる法令の規定は、右欄に掲げる法令の規定に読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成26年9月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 理事、監事及び理事長の選挙に関しては、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び東日本硝子業厚生年金基金規約に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p>

(4)代議員選挙執行規程

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 代議員会の互選代議員(以下「代議員」という。)の選挙に関しては、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「法」という。)及び東日本硝子業厚生年金基金規約(昭和44年1月1日施行。以下「規約」という。)に定めるもののほか、この規程により行うものとする。</p> <p>(法令の規定に関する読替え)</p> <p>第1条の2 この規程において引用する法令の規定のうち規約第1条の2に規定する表の左欄に掲げる法令の規定は、右欄に掲げる法令の規定に読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成26年9月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 代議員会の互選代議員(以下「代議員」という。)の選挙に関しては、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「法」という。)及び厚生年金基金規約(以下「規約」という。)に定めるもののほか、この規程により行うものとする。</p>

(5) 基金の役職員の職務に係る倫理に関する規程

変 更 後	変 更 前
<p>(目 的) 第1条 (略)</p> <p>(法令の規定に関する読替え) 第1条の2 この規程において引用する法令の規定のうち規約第1条の2に規定する表の左欄に掲げる法令の規定は、右欄に掲げる法令の規定に読み替えるものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成26年9月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>(目 的) 第1条 (略)</p>

(6) 監事監査規程

変 更 後	変 更 前
<p>(目 的) 第1条 監事の監査は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた、同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法第120条第4項の規定に基づき、基金の業務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>附 則 この規程は、平成26年9月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>(目 的) 第1条 監事の監査は、厚生年金保険法第120条第4項の規程に基づき、基金の業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。</p>

(7) 業務経理の余裕金運用規程

変 更 後	変 更 前
<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(法令の規定に関する読替え) 第1条の2 この規程において引用する法令の規定のうち規約第1条の2に規定する表の左欄に掲げる法令の規定は、右欄に掲げる法令の規定に読み替えるものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成26年9月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>(目的) 第1条 (略)</p>

(8) 給付規程の一部変更

給付規程については、法令の読み替えのほか、所在不明者の届出義務が追加されたことによる変更を含む。

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(趣 旨) 第1条 東日本硝子業厚生年金基金（以下「基金」という。）が行う年金給付の手続きについては、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第7</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(趣 旨) 第1条 東日本硝子業厚生年金基金（以下「基金」という。）が行う年金給付の手続きについては、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）、厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）、厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号）及び東日本硝子業厚生年金基金規約（昭和44年1月1日施行。以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>4号)、厚生年金基金令(昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。)、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成26年厚生労働省令第20号)、厚生年金基金規則(昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。)及び東日本硝子業厚生年金基金規約(昭和44年1月1日施行。以下「規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(法令の規定に関する読替え)</p> <p>第1条の2 この規程において引用する法令の規定のうち規約第1条の2に規定する表の左欄に掲げる法令の規定は、右欄に掲げる法令の規定に読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 年金給付</p> <p>(現況届の提出)</p> <p>第5条(略)</p> <p>(所在不明者に関する届書の提出)</p> <p>第5条の2 退職年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が1月以上明らかでないときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所在不明となった受給権者の氏名及び性別</p> <p>(2) 当該受給権者と同一世帯である旨</p> <p>(3) 年金証書の番号</p> <p>2 基金は、前項の届書が提出されたときには、当該受給権者に対し、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面の提出を求めることができる。</p> <p>3 前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、当該書面を基金に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成26年9月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 年金給付</p> <p>(現況届の提出)</p> <p>第5条(略)</p>

(9)財務及び会計規程

財務及び会計規程については、法令の読み替えのほか、勘定科目が変更となっており、別表を改める。

変 更 後	変 更 前
<p>(趣 旨)</p> <p>第2条 東日本硝子業厚生年金基金（以下「基金」という。）が行う年金給付の手続きについては、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）、厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）、厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。）及び東日本硝子業厚生年金基金規約（昭和44年1月1日施行。以下「規約」という。）に定めるもののほか、必要な細目を定めるものとする。</p> <p>(法令の規定に関する読替え)</p> <p>第2条の2 この規程において引用する法令の規定のうち規約第1条の2に規定する表の左欄に掲げる法令の規定は、右欄に掲げる法令の規定に読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年9月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第2条 東日本硝子業厚生年金基金（以下「基金」という。）が行う年金給付の手続きについては、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）、厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）、厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号）及び東日本硝子業厚生年金基金規約（昭和44年1月1日施行。以下「規約」という。）に定めるもののほか、必要な細目を定めるものとする。</p>

(10)掛金徴収規程

変 更 後	変 更 前
第1章 総則	第1章 総則
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東日本硝子業厚生年金基金（以下「基金」という。）が行う年金給付の手続きについては、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）、厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）、厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。）及び東日本硝子業厚生年金基金規約（昭和44年1月1日施行。以下「規約」という。）並びに財務及び会計規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(法令の規定に関する読替え)</p> <p>第1条の2 この規程において引用する法令の規定のうち規約第1条の2に規定する表の左欄に掲げる法令の規定は、右欄に掲げる法令の規定に読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成26年9月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東日本硝子業厚生年金基金（以下「基金」という。）が行う年金給付の手続きについては、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）、厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）、厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号）及び東日本硝子業厚生年金基金規約（昭和44年1月1日施行。以下「規約」という。）並びに財務及び会計規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p>

(11) 文書取扱規程

変 更 後

変 更 前

(目的)

第1条 (略)

(法令の規定に関する読替え)

第1条の2 この規程において引用する法令の規定のうち規約第1条の2に規定する表の左欄に掲げる法令の規定は、右欄に掲げる法令の規定に読み替えるものとする。

別 表

区分	保存年限	文書の種類
(略)	(略)	(略)
第2種	10年	1～5 (略) 6 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、金融機関若しくは金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業を行う者に限る。）、企業年金連合会（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第91条の2に規定する企業年金連合会をいう。）又は厚生労働大臣が指定した法人との契約に関する書類
(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年9月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(企業年金連合会に関する経過措置)

第2条 別表に規定する企業年金連合会は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第70条に規定する企業年金連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

(目的)

第1条 (略)

別 表

区分	保存年限	文書の種類
(略)	(略)	(略)
第2種	10年	1～5 (略) 6 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、金融機関若しくは金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業を行う者に限る。）、企業年金連合会又は厚生労働大臣が指定した法人との契約に関する書類
(略)	(略)	(略)

II 受託機関の名称変更に伴う運用管理規程の一部変更

「東京海上アセットマネジメント投信株式会社」が、平成26年4月1日付けで、「東京海上アセットマネ株式会社」に社名を変更したことによる一部変更。

変 更 後				変 更 前			
別表				別表			
運用受託機関	払込割合 (%)	負担割合 (%)	運用管理機関	運用受託機関	払込割合 (%)	負担割合 (%)	運用管理機関
株式会社りそな銀行	100	100		株式会社りそな銀行	100	100	
みずほ信託銀行株式会社	0	0		みずほ信託銀行株式会社	0	0	
中央三井信託銀行株式会社	0	0		中央三井信託銀行株式会社	0	0	
三菱UFJ信託銀行株式会社	0	0		三菱UFJ信託銀行株式会社	0	0	
大和住銀投信投資顧問株式会社	0	0	株式会社りそな銀行	大和住銀投信投資顧問株式会社	0	0	株式会社りそな銀行
<u>東京海上アセットマネジメント株式会社</u>	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社	<u>東京海上アセットマネジメント投信株式会社</u>	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社
ニッセイアセットマネジメント株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社
ブラックロック・ジャパン株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社	ブラックロック・ジャパン株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社
<p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年9月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>							